

10 設楽ダム・木曽川水系連絡導水路の建設について

(国土交通省、総務省、厚生労働省、農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

事業の検証に当たっては、地域に必要な事業として、その推進を図ってきたこれまでの経過や地域の実情を十分に踏まえるとともに、事業進捗が停滞しないよう速やかに進めること。

設楽ダム

設楽ダムの建設は、長年にわたり洪水・渇水の被害に悩まされてきた下流5市の悲願であり、これまで30有余年の地元調整を経て、昨年2月には国・県・町で建設同意協定に調印し、水源地域の整備事業や水没者等の生活再建に本格的に着手したところである。

木曽川水系連絡導水路

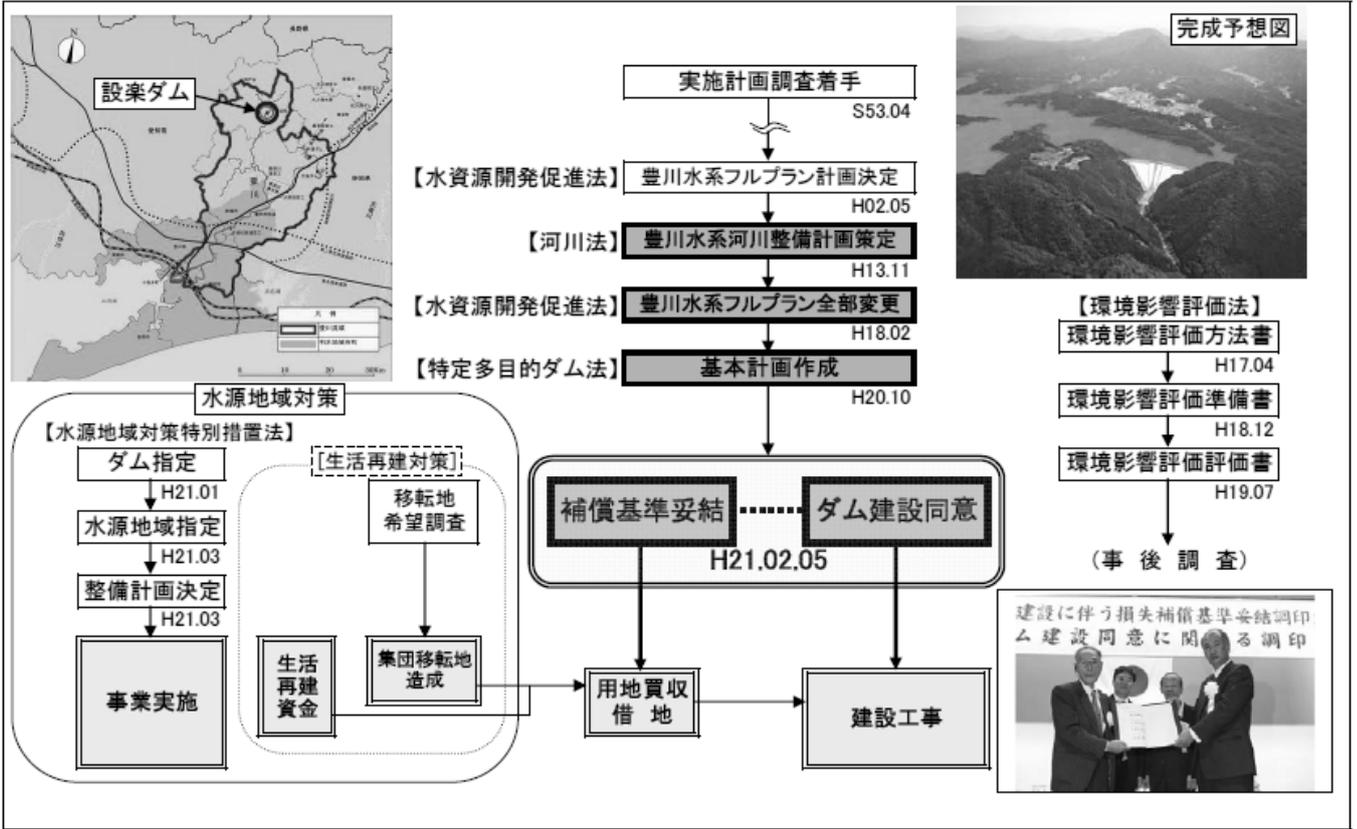
木曽川水系連絡導水路は、既に完成した徳山ダムの計画当初から、ダムと一体不可分の施設として位置付けられており、徳山ダムに確保した水源を渇水時に有効に活用するため、残された導水路が必要不可欠である。

(背景)

- 設楽ダム、木曽川水系連絡導水路とも、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」として位置付けられ、平成22年度は必要最小限の予算額とされた。
- 今後、両事業とも、新たな検証基準に基づき、各地方で検討が行われ「有識者会議」の意見を加えたうえで、国土交通省政務3役により事業継続の可否が決定される見通しとなっているが、事業進捗の停滞が懸念される。
- 両事業とも、地域固有の実情や歴史・経緯を踏まえて、長年にわたり事業の必要性を検証・検討し、関係法令に基づく法手続きを経て、早期完了に向けて取り組んできたものであるため、地方での検討に当たっては、こうした経過と地域の実情を十分に反映する必要がある。

(参考)

● 設楽ダム



● 木曾川水系連絡導水路

